

随意契約の相手方及び理由等(物品関係)

区 分	内 容 等	備 考
契 約 年 月 日	令和8年5月19日	
契 約 件 名	QDX電磁石電源用6600Vケーブル 一式	
契 約 金 額	9,933,000円	
契 約 の 相 手 方	東京都江東区豊洲5-6-36 (株)プロテリアルトレーディング	
問 合 せ 先	財務部東海契約課東海契約第二係 TEL 029-284-4891	
随意契約の適用条項	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 契約事務取扱規則第32条第1項第2号	緊急の必要により競争に付することができないとき
契 約 の 概 要	J-PARCはJAEA(日本原子力開発機構)とKEK(高エネルギー加速器研究機構)が共同で運営を行う国際プロジェクトで、国内外の研究者数百人が参加する加速器を用いた大規模研究施設である。大学共同利用機関法人であるKEKは、参加する国内外の研究者に対しJ-PARCを安全かつ安定に運営していく責務を負っている。 しかし、2026年4月7日に起きたケーブル火災により、J-PARCのMR加速器運転は停止した。そのため、KEKでは前述の責務を全うすべく6月の運転再開を目指すこととなった。 速やかに復旧したい一方、安全を最優先するため、まずはケーブル等の再点検を各施設において実施したところ、MR加速器施設において、QDX1電源の電力ケーブルで重大な懸念が発見された。修復等を含めて対処法の検討を行ったが、安全面の観点からケーブル交換を実施するのが最適と判断した。したがって、本件にて電力ケーブルの調達を実施した。	
随意契約の理由	仮に本件でケーブルを調達できなかった場合、計画されていない半年以上の加速器運転停止期間が生じることとなる。それは国内外の研究者に多大な研究機会損失を与えるため、大型加速器の安全かつ安定した運営を責務とする大学共同利用機関法人としてはなんとしても避けなければならない。 そのため、緊急の随意契約を行う必要があった。	